

## 「青森市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(仮称)」骨子案

### 1 条例制定の趣旨・経緯

平成23年5月2日付けで「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」が公布され、障害者自立支援法が改正されたことに伴い、現在省令で施行されている障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を、条例で定めることとされました。

当該条例を定めることにより、障害者支援施設の利用者が、必要な訓練、介護その他の援助を受けることができ、その有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようになります。

### 2 対象となる施設

本条例の対象となる施設は、「障害者支援施設」となります。

- ・障害者支援施設 11 施設

### 3 条例の基準となる省令

「障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省令第177号)を基準とし条例を定めることとされております。

### 4 本市の考え方

#### ○従うべき基準

- ①障害福祉サービス等に従事する従業者に係る基準及びその員数
- ②居室等の床面積
- ③適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連する基準  
→省令どおりの基準とします。

#### ○標準

- ・利用定員に関する基準  
→省令と異なる基準を設定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

#### ○参考すべき基準

- 上記以外のその他の設備及び運営に関する基準  
→省令と異なる基準を規定するほどの地域特有の事由が見当たらないことから、省令どおりの基準とします。

## 資料 4-④

### 主な基準

区分	主な項目	主な内容	
		厚生労働省令	市の考え方
障害者支援施設	従う	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害者支援施設に置くべき職員及びその員数           <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設長:1人</li> </ul> </li> <li>○生活介護を行う場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師、看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員、サービス管理責任者</li> </ul> </li> <li>○自立訓練(機能訓練)を行う場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員、サービス管理責任者</li> </ul> </li> <li>○自立訓練(生活訓練)を行う場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援員、サービス管理責任者、</li> </ul> </li> <li>○就労移行支援を行う場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・職業指導員及び生活支援員、就労支援員、サービス管理責任者</li> </ul> </li> <li>○施設入所支援を行う場合           <ul style="list-style-type: none"> <li>・生活支援員、サービス管理責任者</li> </ul> </li> </ul>	同内容とする
	標準	規模 生活介護、自立訓練(機能訓練)、就労移行支援:20人以上 施設入所支援:30人以上	同内容とする
	参酌	非常災害対策 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それを定期的に職員に周知しなければならない。</li> <li>・訓練・作業室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備</li> </ul> 設備の基準	同内容とする  同内容とする